

令和3年(2021年)

11/21

No.1484

区のおしらせ

ちゅうおう



中央区推奨土産品 ~Central Tokyo Premium Selection~

皆さんの応募と投票により「食部門」と「モノ部門」で、
各20商品ずつ合計40商品を認定しました。
詳しくは中央区観光協会のホームページをご覧ください。

◎8面にオンライン販売について掲載していますのでご覧ください。



凡例
問 問い合わせ(申込)先
HP ホームページアドレス
E メールアドレス

掲載のイベント
について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、内容を変更または中止とする場合があります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス追加(3回目)接種の実施

対象

区内に住民票があり、新型コロナワクチンの2回目接種からおおむね8カ月以上経過した方
◎2回目接種完了後に中央区へ転入された方は、事前に区へ申請する必要があります。対象の方は、問へお問い合わせください。

接種券発送・予約開始の時期

別表のとおり

◎1・2回目接種時に使用したシール型の接種券と異なり、接種券と一体化した予診票を送付します。

◎予約開始の前日までに接種券が届かない場合は、問へお問い合わせください。

予約方法

接種券の受け取り後、予約開始日以降に次のいずれかの方法で予

約してください。

- ・HPから予約する。
- ・問に電話で予約をする。
- ◎予約をせずに会場へお越しただいても、接種はできませんのでご注意ください。

接種会場

聖路加臨床学術センターなどで集団接種を行う予定です。個別接種は2月頃に開始する予定です。

詳しくは、接種券に同封するチラシ、またはHPでご確認ください。

費用

無料

持ち物

接種券一体型予診票および接種済証、本人確認書類(例:運転免許証、健康保険証など)

◎特設サイトに最新情報が掲載さ

れていますので、ご覧ください。

◎1・2回目の接種は引き続き集団接種会場を実施しています。

問 中央区新型コロナワクチンコールセンター

☎(0120)421062

HP 中央区新型コロナワクチン接種特設サイト

<https://vaccine-chuocity.jp/>

別表

2回目接種時期	接種券発送時期	予約開始時期	3回目接種開始時期
令和3年3・4月	11月25日(木)	11月30日(火)	12月3日(金)
5月	12月21日(火)	12月24日(金)	令和4年1月5日(水)
6月	令和4年1月下旬	令和4年1月下旬	2月~
7月	2月下旬	2月下旬	3月~
8月	3月下旬	3月下旬	4月~
9月	4月下旬	4月下旬	5月~
10月	5月下旬	5月下旬	6月~
11月	6月下旬	6月下旬	7月~

◎予約開始日の詳細は、接種券に同封するチラシをご確認ください。



「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回12月1日号は町会・自治会配布です。

凡例

お問い合わせ(申込)先

HPホームページアドレス

Eメールアドレス

区のおしらせ



区の公式 SNS など



第51回 区政世論調査の結果

区民の皆さんの意見を統計的に把握し、今後の区政運営の基礎資料とするため、4月に区政世論調査を実施しました。その結果がまとまりましたのでお知らせします。調査へのご協力ありがとうございました。

区広報課広聴係
☎(3546)5222

調査の概要

調査対象 満18歳以上の男女個人(外国人区民を除く)	回収結果 回収数 1,101 回収率 55.1%
対象者 2,000人	調査時期 令和3年4月



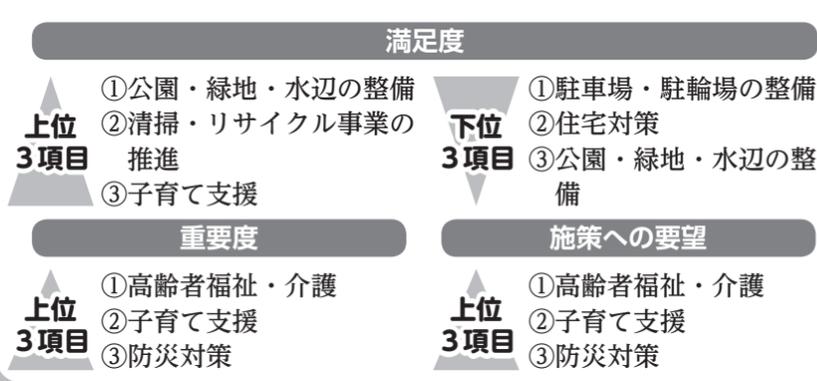
報告書の閲覧など

調査報告書は、区役所1階情報公開コーナー、京橋・日本橋・月島図書館で閲覧できる他、区のホームページからダウンロードすることもできます。



施策の要望・評価

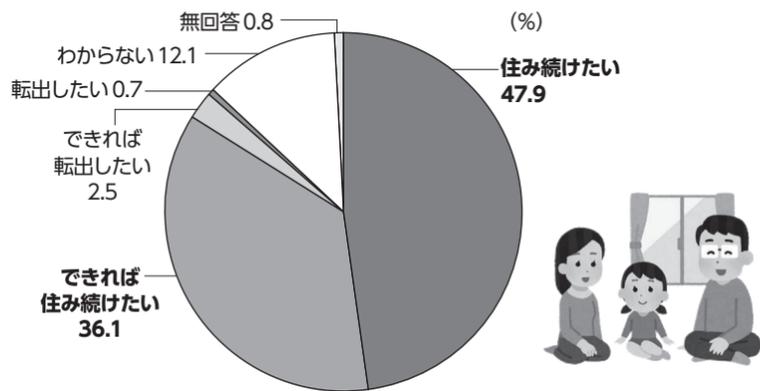
区の施策について満足度と重要度を伺いました。



定住意向

「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」を合わせた定住意向のある人が8割半ばとなっています。

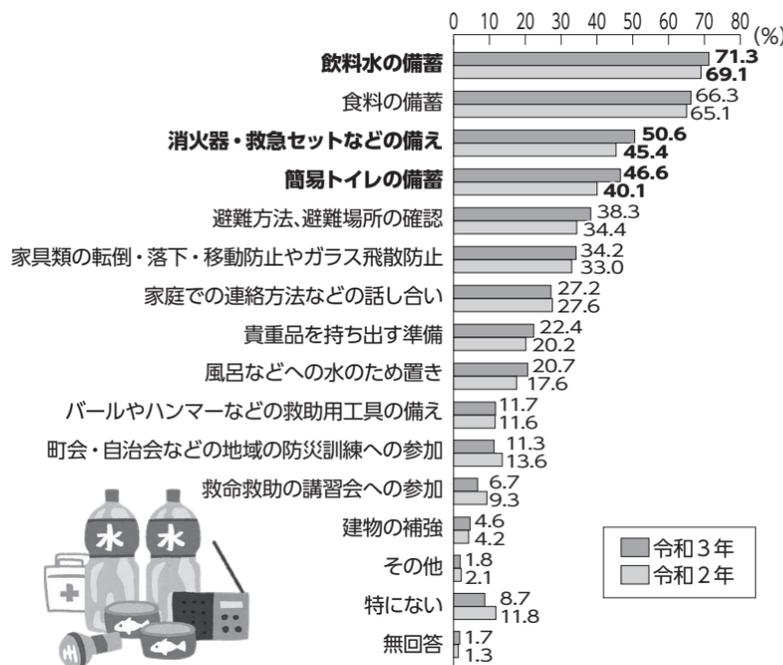
定住意向 **84.0%**



家庭での災害に対する備え(※)

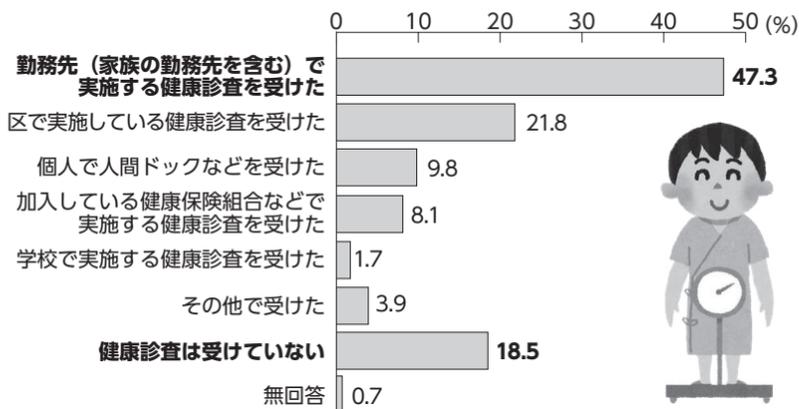
「飲料水の備蓄」が7割を超えて最も高くなっています。昨年の調査結果と比較すると、「簡易トイレの備蓄」が6.5ポイント、「消火器・救急セットなどの備え」が5.2ポイント、それぞれ増加しています。

「簡易トイレの備蓄」が増加



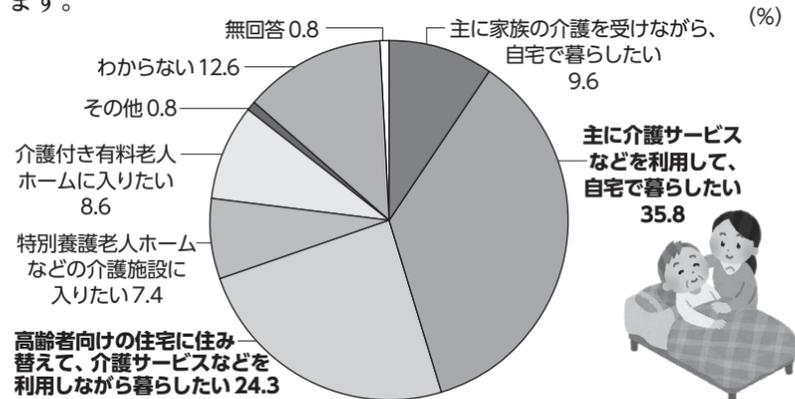
健康診査の受診状況(※)

「勤務先(家族の勤務先を含む)で実施する健康診査を受けた」が5割近くで最も高くなっています。また、「健康診査は受けていない」は2割近くとなっています。



要介護時における暮らし方

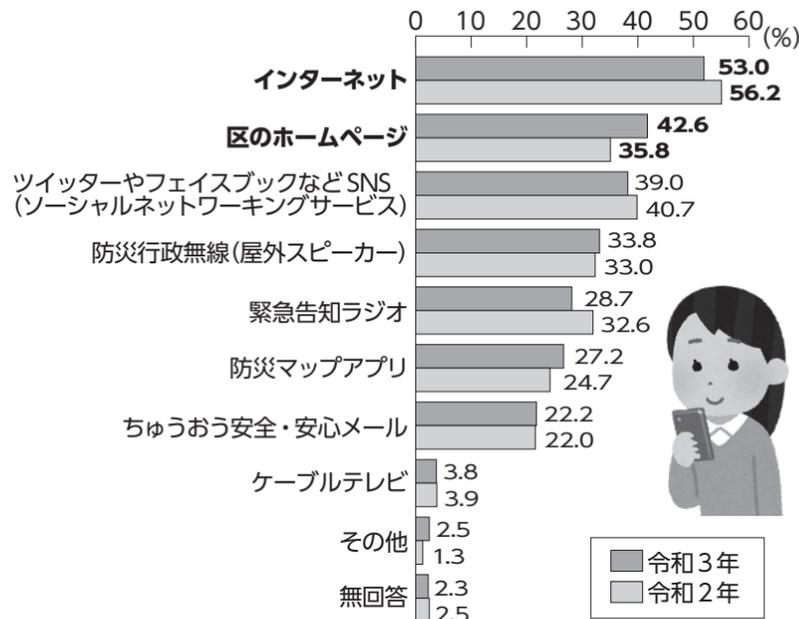
「主に介護サービスなどを利用して、自宅で暮らしたい」が3割台半ばで最も高くなっています。次いで、「高齢者向けの住宅に住み替えて、介護サービスなどを利用しながら暮らしたい」となっています。



災害情報を得る手段として有効だと思うもの(※)

「インターネット」が5割を超えて最も高くなっています。昨年の調査結果と比較すると、「区のホームページ」が6.8ポイント増加しています。

「区のホームページ」が増加

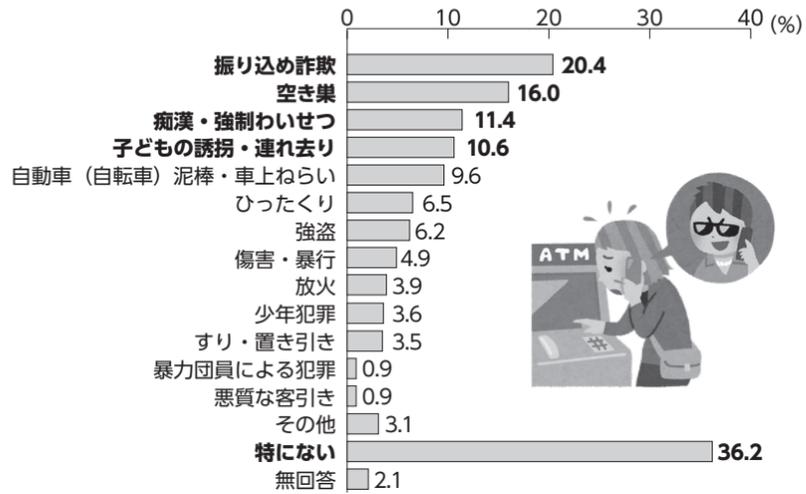


(※)複数回答

不安に感じる犯罪(※)

「振り込め詐欺」が2割で最も高くなっています。次いで、「空き巣」、「痴漢・強制わいせつ」、「子どもの誘拐・連れ去り」などとなっています。一方、「特にない」が3割台半ばとなっています。

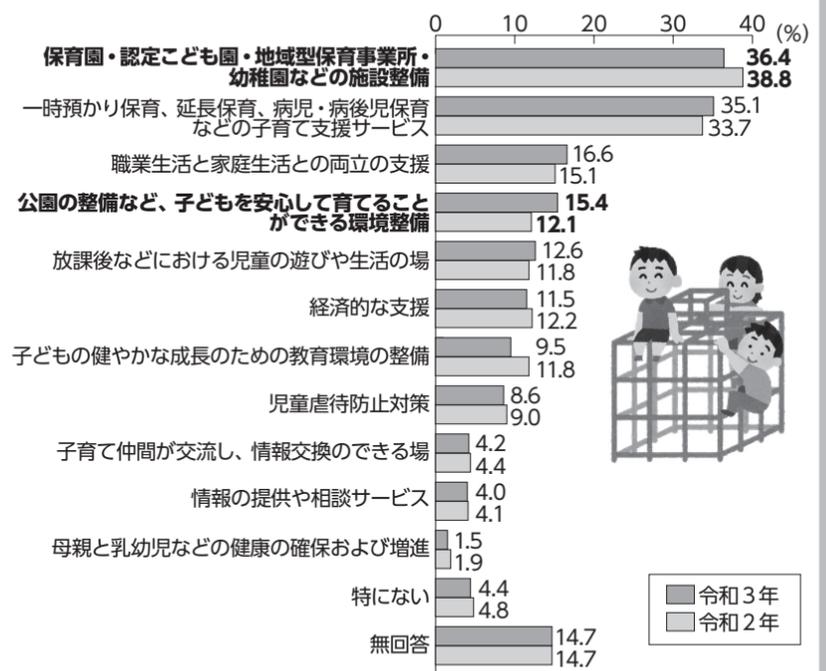
振り込め詐欺
20.4%



重要と考える子育て支援策(※)

昨年の調査結果と比較すると、「公園の整備など、子どもを安心して育てることができる環境整備」が3.3ポイント増加し、「保育園・認定子ども園・地域型保育事業所・幼稚園などの施設整備」が2.4ポイント減少しました。

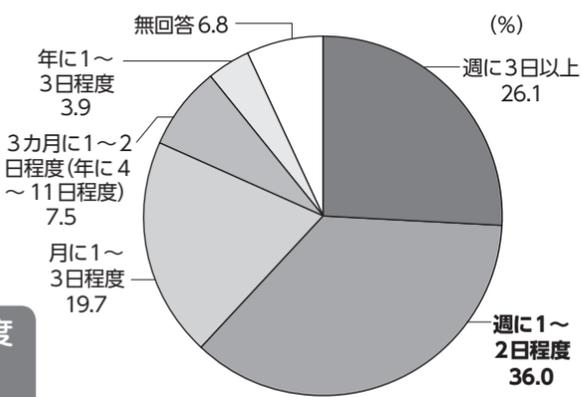
「公園など環境整備」が増加



過去1年間に行ったスポーツや運動の頻度

過去1年間にいずれかのスポーツや運動をしたことがあると回答した方のスポーツや運動の頻度は、「週に1~2日程度」が3割台半ばで最も高くなっています。

週に1~2日程度
36.0%



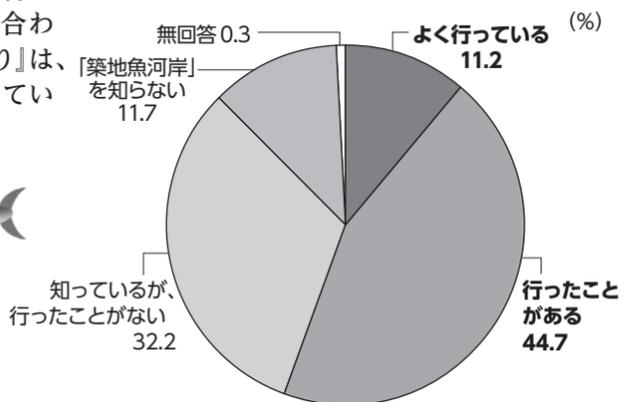
築地魚河岸

「築地魚河岸」へ「よく行っている」と「行ったことがある」を合わせた「来場経験あり」は、5割台半ばとなっています。

来場経験あり
55.9%



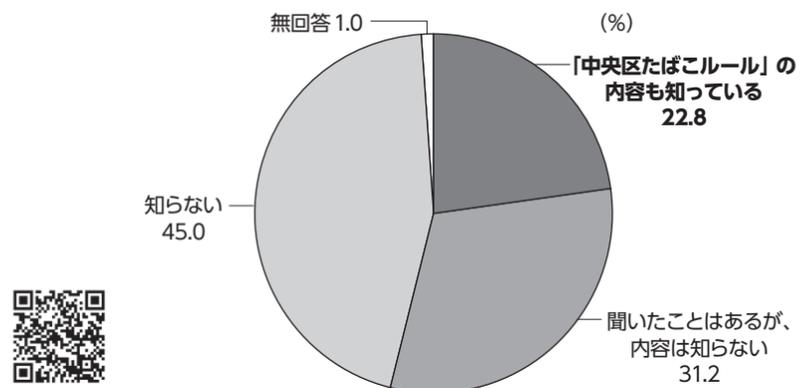
▲築地魚河岸



「中央区たばこルール」の認知度

「『中央区たばこルール』の内容も知っている」が2割を超えています。一方で「聞いたことはあるが、内容は知らない」が3割を超え、「知らない」は4割台半ばとなっています。

知っている
22.8%

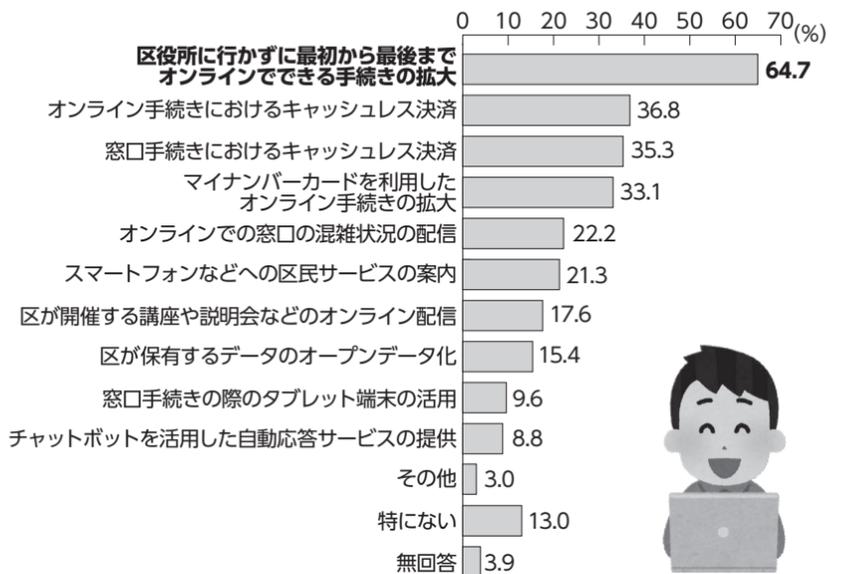


▲中央区たばこルール

区に進めてほしいデジタル技術を活用した区民サービス(※)

「区役所に行かずに最初から最後までオンラインでできる手続きの拡大」が6割台半ばで最も高くなっています。

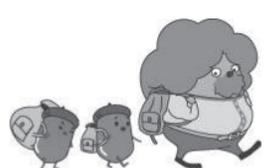
オンライン手続き
64.7%



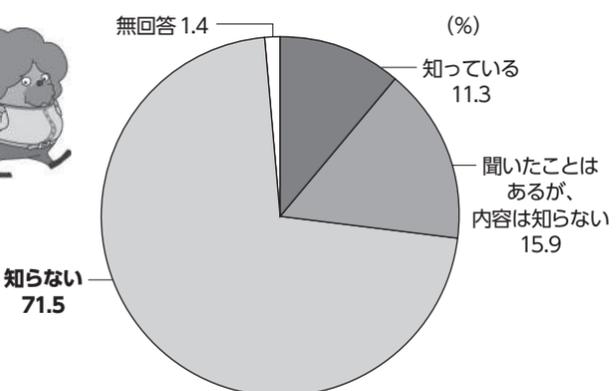
「中央区の森」事業の認知度

「知っている」が1割を超えていますが、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が1割台半ば、「知らない」が7割を超えています。

知らない
71.5%



▲中央区の森



(※)複数回答

凡例 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

～個人住民税額(特別区民税・都民税)の試算がインターネットでできる～

個人住民税額シミュレーション

インターネット上で表示されたフォームに給与や年金の源泉徴収票の内容、その他の所得、控除などを入力すると個人住民税額を試算できます。また、ふるさと寄附金の控除の目安を試算することも可能です。

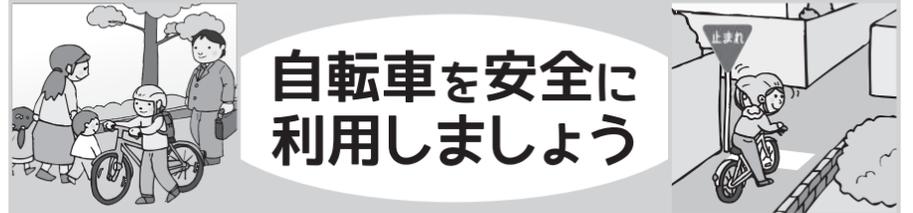
HP https://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/zeikin/zyuminzei/simulation.html
税務課課税係
(3546)5270



12月1日(水)から LINE Payで納税できます

モバイルレジやPayPay請求書払いに加えてLINE Payのご利用が可能になります。
開始時期 12月1日(水)
対象税目 特別区民税・都民税(普通徴収分)、軽自動車税(種別割)
利用方法 初回のみアプリのダウンロードが必要です。

現在口座振替をしている方が「LINE Pay請求書支払い」に変更する場合は口座振替登録解除の手続きが必要です。
LINE Payアプリ



自転車を安全に利用しましょう

自転車は車の仲間です
自転車は、原則として次の場合を除き車道を走らなければなりません。
・道路標識などにより、歩道を通行することができる」とされている場合
・運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方である場合
・車道または交通の状況からみて、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合

万一の事故に備えて
東京都では令和2年4月から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険などへの加入が義務化されました。万一の自転車事故に備え、保険に加入しましょう。

「ながらスマホ」は大変危険です
自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」は、自分自身が思っている以上に危険な行為です。スマートフォンや携帯電話を使うときは、周囲を確認しながら立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で操作しましょう。

歩行者天国は自転車通行禁止
区内では銀座通り(中央通り)で歩

行者天国が実施されています。歩行者天国は、歩行者道路として人と車を分離し、安心して楽しい散歩やショッピングができるよう設けられているものです。
自転車は、降車し押して通行してください。

- 自転車安全利用五則
1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

環境政策課交通対策係
(3546)5443

区立住宅・区立高齢者住宅・区立ひとり親住宅・区営住宅・都営住宅(地元割当)入居者募集

区立住宅
主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。
区立高齢者住宅
満65歳以上(昭和31年12月4日以前の生まれ)の1人暮らし、または高齢者夫婦など(2人世帯高齢者)の世帯の方を対象とする住宅です。
区立ひとり親住宅
主に18歳未満の児童のみを扶養し

ている配偶者のいない世帯の方を対象とする住宅です。
区営住宅
主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。
都営住宅(地元割当)
主に低所得世帯の方を対象とする、都から区に割り当てられた住宅です。

共通
申し込み資格(所得基準)
世帯の所得が別表の所得基準の範囲内であること
募集する住宅と戸数
別表のとおり
申し込みのしおりなどの配布期間
11月22日(月)～12月3日(金)
申し込み方法
区へ郵送、または区のホームページの電子申請から申し込む。

郵送の場合、12月8日(必着)までに晴海郵便局に届いたものだけに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、配布期間中に郵送していただくことを推奨します。
電子申請の場合、受け付けは11月22日(月)午前8時30分から12月3日(金)午後5時までです。
申し込みは、郵送・電子申請合わせて各住宅区分1世帯につき1通です。申し込み資格、住宅の所在地、間取りなど詳しくは申し込みのしおり、または区のホームページをご覧ください。

Table with 7 columns: 住宅区分, 住宅名, 募集戸数, 間取り, 面積, 基準使用料(月額), 所得基準(年間所得). Rows include 区立住宅, 区立高齢者住宅, 区立ひとり親住宅, 区営住宅, 都営住宅(地元割当).

◎今回募集する住宅は、世帯の所得に応じた応能家賃です。
◎区営住宅および都営住宅(地元割当)の所得基準は、世帯の人数に応じて変動します。



国民年金特集

国民年金の加入者

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。また、60歳以上の方や外国に住んでいる日本人が希望すれば加入できる任意加入制度があります(別表1のとおり)。

あなたの生活を支える三つの年金

老齢基礎年金

受給資格期間(別表2のとおり)が10年以上ある方が、65歳になってから受けられる年金です。

年金額(満額)

780,900円(令和3年4月から)

20歳から60歳までの40年間の保険料を全て納めると満額の老齢基礎年金を受給できます。計算方法は別表3のとおりです。

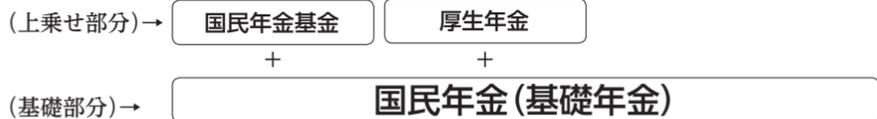
年金額は物価や賃金などの変動に応じて改定されます。

受給開始年齢

原則、65歳です。ご希望で60歳以上65歳未満の間に繰り上げて、または66歳以降に繰り下げて受給することもできます。その場合、繰り上げまたは繰り下げ支給の請求をした時点に応じて一定の割合で年金額が減額、または増額されます。

別表1 国民年金の加入者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入します。



被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業者・学生などで厚生年金に加入していない方	会社員・公務員など厚生年金に加入している方	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ◎3号届け出が必要です。
加入手続き	区役所、日本橋・月島特別出張所の窓口	勤務先	配偶者の勤務先
保険料	ご自身で納付します。	厚生年金保険料として給料から天引きされます。	厚生年金保険制度が一括して負担しています。

希望により任意加入できる方(任意加入被保険者)

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方(※1)
- 日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方(480月が加入の限度)
- 日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の方(※2)
- 日本国籍を有し海外に居住する65歳以上70歳未満の方(※2)
- (※1)年金の受給資格期間を満たしていない方、年金額の増額を希望する方(480月限度)に限ります。
- (※2)年金の受給資格期間を満たしていない、昭和40年4月1日以前生まれの方(120月(受給資格要件を満たすまで)が加入の限度)に限ります。

別表2 受給資格期間とは(主要なもの)

- 保険料を納めた期間(第2号被保険者期間を含む)
- 第3号被保険者期間
- 国民年金保険料の免除期間(全額免除および一部免除)
ただし一部免除の期間は、減額された保険料を納めた期間
保険料4分の3免除期間のうち、4分の1の保険料を納めた期間
保険料半額免除期間のうち、半額の保険料を納めた期間
保険料4分の1免除期間のうち、4分の3の保険料を納めた期間
- 学生納付特例を受けた期間(※3)
- 納付猶予を受けた期間(※3)
- 会社員などの配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月以降昭和61年3月まで)(※4)(※5)
- 昼間部の学生が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月以降平成3年3月まで)(※4)(※5)
- 昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金などを受けた期間(※4)
- 昭和36年4月以降、日本国籍を有する方が外国に住んでいた期間(20歳以上60歳未満)(※4)
- (※3)追納がなければ年金額には反映されません。
- (※4)年金額には反映されません。
- (※5)20歳以上60歳未満の間に限ります。

障害基礎年金

障害の原因となる傷病の初診日において次の要件のいずれかに該当し、かつ、障害認定日において、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- 国民年金に加入していること
 - 国民年金に加入していたことがある60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること
 - 20歳前で、年金制度に加入していないこと
- ◎①②の場合は保険料の納付要件が、③の場合は本人の所得制限があります。

障害認定日

初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。

◎1年6カ月を経過した日が20歳前の場合、20歳に達した日が障害認定日となります。

遺族基礎年金

次の要件のいずれかに該当する方が死亡した場合に、その方によって生計が維持されていた「子のある配偶者」や「子」に支給されます。

- 国民年金に加入中の方
- 国民年金に加入していたことがある60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有している方
- 保険料納付済期間、保険料免除期間

間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある、老齢基礎年金の受給権者の方

◎子の年齢制限や保険料の納付要件があります。

第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間中の納付(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間中の納付が3年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その遺族に支給されます。

第1号被保険者の国民年金保険料

国民年金保険料

月額16,610円(令和3年度)

付加保険料

月額 400円

定額保険料に上乗せして納めると年金額に付加年金が加算されます。

国民年金保険料を納めるのが困難な場合

学生納付特例制度

学生本人の前年所得が一定基準以下の方は、申請して承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度です(一部対象とならない学校があります)。

◎学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

別表3 年金額の計算方法

$$780,900円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \left\{ \begin{array}{l} \text{平成21年3月以前の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/3)} \\ \text{平成21年4月以降の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/2へ引き上げ後)} \end{array} \right\}}{\text{加入可能月数(※7)}} \quad (※6)$$

(※6)免除(一部納付)月数の年金額への反映

免除(一部納付)区分	年金額への反映	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除期間	月数×1/3	月数×1/2
3/4免除(1/4納付)期間	月数×1/2	月数×5/8
半額免除(半額納付)期間	月数×2/3	月数×3/4
1/4免除(3/4納付)期間	月数×5/6	月数×7/8

一部納付済であることが前提です。

(※7)加入可能月数とは、一般的に480月(20歳から60歳までの40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日により加入可能月数は異なります。
◎付加保険料を納付した方は、200円×付加保険料納付済月数で計算した額が加算されます。

別表4

手続き・相談の内容	窓口
<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金のこと 第3号被保険者に関すること 保険料のこと 年金の請求のこと(厚生年金期間・第3号被保険者期間がある方) 年金相談(国民年金・厚生年金の受給資格期間の確認、年金額の計算など) 	<ul style="list-style-type: none"> 中央年金事務所 ☎(3543)1411 中央区明石町8-1 聖路加タワー1階・16階 ねんきんダイヤル ☎(0570)051165 (一般的な年金相談に関する問い合わせ、来訪相談の予約)
社会保険労務士による年金相談	<ul style="list-style-type: none"> 区役所1階区民相談室(偶数月の第4水曜日) 日本橋特別出張所相談室(5・9・1月の第3水曜日) 月島特別出張所相談室(7・11・3月の第4水曜日) 国民年金課年金係 ☎(3546)5371
<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者に関すること 免除の申請のこと 納付猶予の申請のこと 学生納付特例の申請のこと 年金の請求のこと(第1号被保険者期間のみの方) 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金課年金係 ☎(3546)5371

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー

◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座などに参加する際は事前の検温や手洗い、マスクの着用などに、ご協力をお願いします。

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚
限り

往復はがきの場合は
返信用の宛名に〒・
住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

◎**固**に〒・住所が記載されていない場合の宛先は
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
〇〇課〇〇係(固の宛名)
◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申し込みも可能



施設

3月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘 申し込み

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
在住者優先 申し込み	専用はがき(区内在住者優先利用申込書) 保養施設予約システム 12月1日(水)午前7時~14日(火)午後11時 抽選日	12月14日(火)各施設必着 12月16日(木)
空室申し込み (どなたでも 申し込みます)	保養施設予約システムによる申し込み フロントへの電話による申し込み	12月20日(月)午前0時~ 12月20日(月)午前10時~
	固ヴィラ本栖フロント ☎(0120)162312 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0555(87)2711	固伊豆高原荘フロント ☎(0120)151307 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0557(53)1163

- ◎保養施設予約システムは、区のホームページや、区役所に設置してある利用者端末をご利用ください。
 - ◎4月1日から、両施設の一部客室を試行的に禁煙室としています。喫煙室をご希望される方は、施設に直接ご連絡ください。
 - ◎伊豆高原荘をご利用する際に高齢者や身体に障害のある方で風呂付きの和洋室を希望される方は、施設に直接ご連絡ください。
 - ◎伊豆高原荘では、伊豆高原駅から施設までどなたでもご利用できる送迎バスを運行しています。
 - ◎区内4カ所からヴィラ本栖まで乗り換えなしで行ける便利な直通バスを運行しています。
 - ◎利用者の人数に応じて、バスはジャンボハイヤーに変更する場合があります。
 - ◎施設の利用について詳しくは、各施設に直接お問い合わせいただくか、区役所・区民センター・区民館などに置いてあるパンフレットをご覧ください。
 - ◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、施設やバスのご利用に制限を設ける場合や施設を休業する場合があります。
- 固地域振興課区民施設係 ☎(3546)5623
HP保養施設予約システム
<https://www.11489.jp/Chuohoyou/annai/>

女性センターの臨時休館

12月13日(月)は、館内消毒のため休館します。

固総務課女性施策推進係
☎(5543)0651



保健・医療・福祉

東京都大気汚染医療費助成の更新をお忘れなく

都内に1年以上在住の18歳未満で気管支ぜん息などに罹患しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。

既に認定を受けた方が引き続き助成を受けるためには更新手続きが必要です。有効期間満了の1カ月前を目安に区の窓口で手続きをください。桃色の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり再度認定を受けられなくなります。

【新型コロナウイルス感染症に伴う更新申請の特別措置について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、通院が困難で「主治医診療報告書」の取得が著しく困難な場合は、本来、更新申請時に認定申請書に添付するべき「主治医診療報告書」を省略して申請することができます(令和3年12月31日受け付け分まで)。

この場合、「主治医診療報告書」を後日提出する旨の誓約書の提出が必要です。

◎詳しくはお問い合わせください。
固都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
☎(5320)4491
福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5400



講座・催し物

ベビーマッサージ教室

固12月15日(水)
午前10時~11時30分
場勝どき区民館1階2・3号室
対区内在住・在勤者と3カ月~1歳前後の赤ちゃん
内赤ちゃんとスキンシップを楽しみながら、夜泣きの改善やリラックス効果があるといわれるベビーマッサージを行います。

定6組(申し込み多数の場合は抽選)
費500円

[持ち物] バスタオル、お子さん用の飲み物、いつものお出掛けセット

固11月23日(祝)から12月2日(木)までに電話で申し込み(受け付けは午前9時~午後5時)。

◎当選者には12月5日(日)までに電話で連絡します。

固勝どき区民館
☎(3531)0592

年賀状の干支印と雅印作り

固12月12日(日)
午後1時~4時
場銀座区民館4階4号室
対区内在住・在勤・在学者
内来年の干支印(寅の文字)と氏名の中で1文字を選び、雅印を作ります。

[講師] 狐塚雙亭

定5人(申し込み多数の場合は抽選)
費500円

[持ち物]

持ち帰り用の袋、書道用小筆1本、エプロン

固11月22日(月)から30日(火)までに電話で申し込み(受け付けは午前10時~午後5時)。

◎当選者には12月6日(月)までに電話で連絡します。

固銀座区民館
☎(3542)6828

経営セミナー

固12月15日(水)
午後2時~4時

対区内中小企業経営者および従業員

内商工業経営に役立つ専門知識の習得を目的とした経営セミナーです。



[開催方法] オンライン(ZOOMを使用)

[テーマ] 怒らない技術~コロナ禍でこそ活用したい アンガーマネジメント~

[講師] リーダーズアカデミー学長、(一社)日本リーダーズ学会代表理事 嶋津良智

定30人(先着順)
費無料

固東京商工会議所ホームページのイベントカレンダーから申し込み。(イベント番号:109072)

◎半角で入力してください。

固東京商工会議所中央支部
☎(3538)1811

HP東京商工会議所
<https://event.tokyo-cci.or.jp/>

福祉センター 要約筆記啓発講座

固令和4年1月11日~2月1日の毎

環境情報センター イベント情報(12月)

[日時など] 別表のとおり

場環境情報センター

費無料

固各イベントの申込期限までに、電別表

日時	タイトル	対象・定員など	申込期限
12月4日(土) 午前9時~午後9時	【自由工作コーナー】松ぼっくりツリーをつくろう!	どなたでも、入場自由	申し込み不要
5日(日) 午後1時~3時	ハギレ布でツリーづくり	18歳以上15人(申し込み多数の場合は抽選)	11月28日(日)
18日(土) 午前10時~11時30分	海図の変遷で見る中央区	小学生とその保護者12組24人程度(申し込み多数の場合は抽選)	12月5日(日)
22日(水) 午後1時45分~4時30分	東京の電気エネルギー供給の中核を見る	18歳以上20人(申し込み多数の場合は抽選)	12月10日(金)
25日(土) 午前9時~午後9時	【自由工作コーナー】おみくじをつくろう!	どなたでも、入場自由	申し込み不要

週火曜日 計4回
午後1時30分~3時30分

場福祉センター3階会議室
対区内在住・在勤者

内要約筆記についての基礎知識を習得するための初心者向け講座です。◎要約筆記とは、中途失聴者や難聴者など手話によるコミュニケーションが難しい方のために、話し言葉を文字にして伝える方法です。

定12人(申し込み多数の場合は抽選)
費無料

固11月24日(水)から12月10日(金)までに電話またはファクスに①~⑤(6面記入例参照)を記入して申し込み(電子申請も可)。

固福祉センター管理係
☎(3545)9311
FAX(3544)0888

PPバンドで作るお出かけ バッグ

固12月4日(土)
午後1時~4時30分

場京橋区民館1階1号室
対区内在住・在勤・在学者

内PPバンド(荷物の梱包などに使われる結束バンド)でお出掛けバッグを作ります。

定6人(申し込み多数の場合は抽選)

費500円

[持ち物]

はさみ、洗濯バサミ10個

固11月22日(月)から29日(月)までに電話で申し込み(受け付けは午前9時~午後5時)。

◎当選者には11月30日(火)までに電話で連絡します。

固京橋区民館
☎(3561)6340



凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込先) HPホームページアドレス Eメールアドレス

環境講演会

プラごみ問題のモヤモヤをみんなで乗り越えよう!

日12月12日(日) 午後2時~3時30分
場環境情報センター研修室
対15歳以上の区内在住・在勤・在学者
内プラスチックごみが暮らしに与える影響や、未来に向けて私たちができることについて、分かりやすくお話しします。
【講師】 東京大学特任教授、サイエンスライター、気象予報士 保坂直紀
定90人程度(先着順)
費無料
申11月25日(木)から12月11日(土)までに電話または環境情報センターのホームページから申し込む。
問環境情報センター
☎(6225)2433
HPhttps://eic-chuo.jp/



▲保坂直紀さん

NPO法人築地居留地研究会 定例研究報告会

日12月4日(土) 午後2時~4時
場カトリック築地教会2階(明石町5-26)
対どなたでも
内明治元年に貿易拠点として誕生した築地居留地と明石町地域の歴史などについてお話しします。
【テーマ】 居留地があった街をたどる
【講師】 東京都市史研究家 菅原健二
◎講演終了後、希望者のみでカトリック築地教会の見学を行います。
定50人(先着順)
費無料
◎当日、直接会場へお越しください。
【後援】 中央区
問NPO法人築地居留地研究会事務局
☎(3551)7595

保健衛生講座

『お口の』世界は知りたいコトにあふれている

日12月9日(木) 午後1時30分~2時30分
場日本橋保健センター4階講堂
対区内在住・在勤者
内歯周病が進行する様子や全身への影響などを分かりやすくお話しします。
【講師】 お江戸日本橋歯科医師会 おおや歯科医院院長 大矢啓晶
定20人(先着順)
費無料
申11月24日(水)から電話またはファクスで①~⑤(6面記入例参照)を記入して申し込む。
問日本橋保健衛生協力会事務局(日本橋保健センター内)
☎(3661)3515
FAX(3661)3503



発展的天文講座

小惑星の石や砂が解き明かす謎~はやぶさ2帰還から1年~

日12月12日(日) 午後4時~4時50分(途中入退場不可)
場タイムドーム明石プラネタリウムホール
対どなたでも
内探査機「はやぶさ2」が採取した石や砂から何が分かるのか、最新情報を交え紹介します。
【講師】 東京大学教授 橋 省吾
定80人(申し込み多数の場合は、区内在住者を優先の上抽選)
◎当講座は通常先着順で受け付けていますが、今回は抽選方式とします。
費無料
申12月1日(必着)までに往復はがきに①~⑤(6面記入例参照)、⑥参加者全員の氏名、年齢を記入して申し込む(電子申請も可)。
◎やさしい天文講座および発展的天文講座(異なる回)のチケットを5枚集めて受付で提示した方には、記念品を差し上げます。
問郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3546)5537

税

日曜納税相談

平日に相談できない方のために、特別区民税・都民税の納税について日曜納税相談を実施します。
◎課税に関する相談や課税証明書、納税証明書などの発行はできませんのでご注意ください。
日11月28日(日) 午前10時~午後4時
場区役所2階税務課
問税務課整理係
☎(3546)5279

その他

地域SNS 「PIAZZA(ピアッツァ)」 街のみんなで情報交換

[[PIAZZA]とは] 身近なイベントや日常の暮らしに関する情報交換、不用品のやりとりなどを通じて、地域密着型のコミュニケーションを促進するためのアプリです。
区ではPIAZZA(株)と連携協定を締結し、児童館やあかちゃん天国のイベント情報などの子育て支援情報を発信しています。
費無料
◎通信料は利用者負担です。
【利用方法】 以下のURLまたは2次元コードから「PIAZZA」アプリをダウンロード後、メールアドレスなどを登録します。
問子ども家庭支援センター事業係
☎(3534)2103
HPhttps://www.lp.piazza-life.com/

都市計画(原案)の縦覧、公述の申し出および公聴会

【対象計画案】 住宅市街地の開発整備の方針
【対象区域】 特別区、市、瑞穂町および日の出町
【計画案の縦覧および申出書の配布場所】
・都庁第二本庁舎12階都市整備局都市づくり政策部都市計画課
・区役所5階都市計画課
◎申出書は都のホームページからもダウンロードできます。
【縦覧期間】 12月1日(水)~15日(水)(閉庁日を除く)
【公述の申し出】 区域内に在住しているか計画案に利害関係のある方は、公述ができます(1人10分以内)。公述申出書を縦覧期間中(必着)に下記提出先までご提出ください。
◎申し出多数の場合は、意見要旨などを考慮した上での選定となります。
【公述申出書の提出先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
公聴会の開催(特別区対象の回)
【公聴会の傍聴】
日令和4年1月20日(木)
①午後2時~
②午後7時~
場都庁都民ホール(新宿区西新宿2-8-1)
◎当日、直接会場にお越しください。
◎公述申し出がない場合は中止です。
問都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
☎(5388)3336
HPhttps://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku/seido_6.htm

区のホームページへのバナー広告募集

【掲載期間】 3・6・9・12カ月の4区分
【費】 1広告につき月額20,000円
【申】 掲載希望月の前月10日(消印有効)までに区のホームページに掲載されている「中央区ホームページ広告掲載申込書」に必要事項を記入して、区役所2階広報課に持参、郵送またはメールで申し込む。
◎詳しくは区のホームページをご覧ください。
問〒104-8404 中央区築地1-1-1 広報課広報係
☎(3546)5216
E:koho_01@city.chuo.lg.jp

緊急告知ラジオ 緊急放送の一時停止

中央エフエムの設備保守作業に伴い、Jアラートなどの緊急情報を緊急告知ラジオで一時受信できなくなります。
◎防災行政無線(屋外スピーカー)からの放送に影響はありません。
◎緊急時のスマートフォンや携帯電話への緊急速報メールは、配信されます。

【停止期間】 11月26日(金) 午前0時~7時のうち最長2時間(予定)
【緊急告知ラジオとは】 大きな地震や水害など、緊急を要する災害の発生時に、コミュニティ放送局からの信号音を受信することで自動的に電源が入り、災害情報や避難情報などの緊急放送を受信できるラジオです。
◎緊急告知ラジオは有償頒布しています。詳しくはお問い合わせください。
問危機管理課危機管理担当
☎(3546)5087

11月30日(火)は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限です

この支援金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、既に社会福祉協議会の総合支援資金の再貸し付けが終了したことなどにより、特例貸し付けを利用できない世帯に対し、就労による自立を図るため、支給しているものです。
【対】 以下の①または②に該当し、かつ、③の審査要件全てに該当する方
①11月までに、総合支援資金の再貸し付けを借り終わった方
②11月までに、総合支援資金の申請を行い、不決定となった方
③審査要件
ア 申請者および申請者と同一世帯に属する方の収入額の合算が、次の金額以下であること
単身世帯:15万3千800円
2人世帯:20万5千円
3人世帯:25万3千円
4人世帯:30万円
イ 申請者および申請者と同一世帯に属する方の預貯金の合計額が、次の金額以下であること
単身世帯:50万4千円
2人世帯:78万円
3人以上世帯:100万円
ウ 次のいずれかに該当すること
・公共職業安定所に求職の申し込みをし、求職活動を行うこと
・生活保護を申請し、申請にかかる決定がされていないこと
【支給額(月額)】
単身世帯:6万円
2人世帯:8万円
3人以上世帯:10万円
【支給期間】 原則、申請月から3カ月間
【申請期限】 令和3年11月30日(消印有効)
◎申請を希望する方は、下記コールセンターにお問い合わせください。
◎申請は、原則、郵送でお願いします。
◎詳しくは、区のホームページでもご案内しています。
問中央区生活困窮者自立支援金コールセンター
☎(6281)5073(平日午前9時~午後5時)

【申請期間】 令和3年11月30日(消印有効)
◎申請を希望する方は、下記コールセンターにお問い合わせください。
◎申請は、原則、郵送でお願いします。
◎詳しくは、区のホームページでもご案内しています。
問中央区生活困窮者自立支援金コールセンター
☎(6281)5073(平日午前9時~午後5時)

Table with 2 columns: Category (人口と世帯, 人口, 男, 女, 世帯) and Value (171,416人, 81,482人, 89,934人, 96,654). Includes date: 11月1日現在.

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ先(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

“Central Tokyo Premium Selection” 中央区推奨土産品の オンライン販売

中央区観光協会が開設したオンライン販売サイト「東京まんなかippin堂」で、中央区推奨土産品の中から28品をお得な価格で販売します。この機会にぜひご購入ください。

◎詰め合わせ商品(下記写真の4種)と個別商品を販売します。

◎販売数には限りがあり、購入希望者多数の場合は抽選となります。

申込期限
令和4年1月10日(祝)

申込方法
専用サイト「東京まんなかippin堂」から申し込む。

◎令和4年1月20日(木)から当選した方のみメールでご連絡します。

商品の発送
令和4年2月28日(月)頃に発送します。

◎詳しくはHPをご覧ください。

中央区観光協会
☎(6228)7907
東京まんなかippin堂



▲極(きわみ)



▲彩(いろどり)



▲匠(たくみ)



▲粋(いき)

トピックス



にんぎょうちょうの人形市

11月4～6日、日本橋人形町で、3年ぶりとなる人形市が開催されました。各地からおよそ40店舗が集まり、連日多くの人でにぎわいました。気品あふれる日本人形をはじめ、エキゾチックな西洋人形、繭を細工した人形、来年の干支「寅」の置物などが並べられ、訪れた方は一体ずつ表情を見比べながら、お気に入りの人形との出会いを楽しんでいました。

中央区災害廃棄物処理計画の

策定に係る意見募集

区では、大規模災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保するため、本年度「中央区災害廃棄物処理計画」を策定します。

このたび、中間報告がまとまりましたので、その内容をお知らせするとともに、ご意見を募集します。

意見の募集・計画案の閲覧期間

11月22日(月)～12月12日(日)

閲覧場所

中央清掃事務所、区役所1階まごころステーション・情報公開コーナー、日本橋・月島特別出張所その他、区のホームページでもご覧になれます。

意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は団体名と代表者名)、年齢、電話番号を明記の上、中央清掃事務所に持参するか、郵送、ファクス、Eメールまたは区のホームページのパブリックコメント(区民意見提出手続き)からお寄せください。

問い合わせ・意見の送付先

〒104-0031
中央区京橋1-19-6
中央清掃事務所清掃事業係
☎(3562)1523
FAX(3562)1504

Eseiso-keikaku@city.chuo.lg.jp

区内の文化財

大野屋總本店店舗

国登録有形文化財 建造物
新富二丁目2番1号

大正12年(1923)の関東大震災で江戸・明治以来の建物が大きな被害を受けるまで、区内には伝統的な木造建築の様式で建てられた町家(町屋)が立ち並んでいました。町家の住宅である町家は、構造上の工夫や趣向などが各家によってさまざまであり、商工業を営む空間と居住空間を併せ持つ商家建築なども典型的な町家としてあげられます。特に、商業地として発展してきた本区内には、商売を営む場を兼ねた店舗併用の都市型住宅の町家が数多くありました。

関東大震災後に建てられた復興建築は、防火・延焼防止を意識したモルタル塗りや銅板葺きの看板建築、耐震・耐火構造を重視した

鉄筋コンクリート造の建物などが建てられるようになり、区内のまち並みも大きく変化しました。したがって、平入り(屋根斜面に向かって出入り口のある形式)屋根の軒の出(屋根の軒先の長さ)を深くとり、瓦葺きで重厚な構造を持つ伝統的な町家建築の数は少なくなってきました。今回の文化財は、こうした潮流の中で建てられた典型的な町家(店舗兼住宅)の建物を取り上げます。

大正13年(1924)に建てられた「大野屋總本店店舗」は、新富地区に現存する希少な木造建築物として国の有形文化財(建造物)に登録されています。現在、新富二丁目の角地で足袋の製造・販売を営む大野屋總本店は、安永年間(1772～1781)の創業と伝わっており、嘉永2年(1849)から現在地に店舗を構えて170年以上にわたる商いを営んできました。現在の木造2階建ての建物は、震災直後に建てられたことが判明しており、切妻造り(棟を境に二方向に葺きおろす形式)の屋根は棧瓦葺き(断面が波形の瓦を積む形式)、外壁は板

の水切れがよい押縁下見板張り(下見板(横張り板の下端が手前に出て見える板)の継ぎ目や端部を押縁(細長い部材)で押さえる)構造を持った店舗併用住宅となっています。

外観は、1階・2階ともに軒高が高く、太い部材が用いられた2階や屋根に載る三河産の瓦、そして銅板の立派な雨樋などにも目が留まります。特に、2階上部には、関東大震災以降の新富地区では珍しい近代の出桁造り(軒先に向かって出した「腕木」の先端上に水平方向へ架け渡した「桁」をのせ、その上から屋根・庇を支える「垂木」を出す構造)の特徴がよく残されています。

内部は、1階正面を店舗として使用し、その奥に製品置き場を設けています。また、1階後方には鉄骨で補強された増築部分があり、2階のミシン場(足袋の製造場)の重さに耐え得る構造となっています。

大野屋總本店で製造される足袋は、当家5代目が創り出した履き心地の良さと足がきれいに見える



大野屋總本店店舗

「新富形」がよく知られています。当店舗では、数多くの歌舞伎役者・能楽師・舞踏家らに愛用されてきた足袋の製造・販売を手掛けてきた歴史も有しています。竣工から間もなく100年を迎えようとしている大野屋總本店の建物は、内外ともに足袋の製造・販売を行うための増築や補強・改造などの手を入れながらも、伝統的な町家建築としての重厚で豪華な雰囲気とともに、老舗足袋屋としての歴史を今に伝えています。

中央区教育委員会 学芸員 増山一成

(8) 「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、JRの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。